

## 令和8年度 アドバイザーを活用した観光関連事業者支援事業補助金 申請注意事項 & FAQ

### 補助対象者の資格要件について

1	都外に本社（本店）がある場合でも申請できますか。	本補助金は、東京都内に本社（本店）又は支店を有していることが登記簿で確認できる観光関連事業者を対象としています。
2	旅行業の登録を受けています / 宿泊業の許可を受けています。申請できますか。	本補助金では募集要領4 ページ目の3 補助対象者 に該当する事業者が対象です。（各業種の許可書等の確認及び1年以上の実績※1を確認します）
3	※1	<p>申請に係る業種の事業を令和8年4月1日時点で1年以上営んでいる必要があります。 例)</p> <p>①「これから新規で宿泊事業を行っていきたいので、その施設立ち上げのために申請」 ⇒旅館業営業許可書を取得した時点からの実績が1年満たない 補助対象者：× 申請内容：×</p> <p>②「宿泊施設がその宿泊施設に関する取組あるいは新規でオープンする宿泊施設の内容を申請したい ※2」 ⇒旅館業営業許可書を取得した時点からの実績を1年以上保有 補助対象者：○ 申請内容：申請可能（経費が対象経費に該当するかは別に審査されます） ※2 新規オープンの施設における営業許可書の申請までを保健所に提出する必要があります。</p> <p>③「宿泊施設を営む事業者が、旅行手配サービスを新規事業として立ち上げるために申請」 ⇒旅館業営業許可書を取得した時点からの実績は1年以上あるが、旅行業許可書の取得は1年以上経っていない 補助対象者：○ 申請内容：補助対象外</p> <p>④「主な業種としては宿泊施設を営む事業者が、今までも行っていた旅行手配サービスに関する内容で申請したい」 ⇒旅館業営業許可書及び旅行業許可書を取得した時点からの実績を1年以上保有 補助対象者：○ 申請内容：申請可能（経費が対象経費に該当するかは別に審査されます）</p>
4	民泊は対象になりますか。	住宅宿泊事業届出書により許可を受けている民泊事業者は対象にはなりません。
5	募集要領 3 補助対象者（3）・（7）の定義における“専ら”の程度について	<p>（3）小売り事業者における“専ら”の定義：当該店舗の売り場面積の9割を、東京の歴史、伝統、文化、自然等に強く紐づいた東京ならではの土産や特産品が占めている状態をいいます。</p> <p>（7）その他における“専ら”の定義：サービスを施す対象の9割が、国内外からの旅行者であることをいいます。</p>
6	募集要領 3 補助対象者（7）についてどのような事業者でしょうか。	<p>着付け体験を提供する事業者や、ラフティングなどのアウトドア体験を提供する事業者、茶道体験を提供する事業者など、旅行者自らが能動的に活動し、五感を通じて体験できるコンテンツを提供している事業者を対象としています。</p> <p>単発のイベント（コンサートや音楽イベント、モノづくり体験イベントなど）を開催している事業者や美容系サービス提供事業者は対象となりません。</p> <p>なお、美容系サービスについては、東京都において実施する以下の補助金がございますので、ご検討ください。</p> <p>「多様な体験型観光推進事業補助金」</p> <p>都内で、外国人旅行者に向けた、美容を目的とする体験型観光サービス（ヘアカット、ネイル、メイク等）を提供する事業者を対象とした補助金（※ 医療行為やそれに準ずるサービスは含まない） <a href="https://www.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/tosei/20260327_30_09">https://www.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/tosei/20260327_30_09</a></p>
7	募集要領 3 補助対象者で定義している対象事業の1年以上の実績について、個人事業主としての実績と法人としての実績を合算すると1年以上になります。対象になりますか。	該当期間の事業実績を証明する許認可書などの公的書類をご提出ください。継続した1年以上の実績を確認させていただきます。

アドバイザーについて		
8	アドバイザーとはなんですか。	<p>本補助金を申請するにあたり、申請前に助言をもらう以下①か②どちらかの専門家です。</p> <p>①当財団が運営する"東京観光産業ワンストップ支援センター"から派遣する「東京観光産業アドバイザー」※3</p> <p>②東京観光産業アドバイザーと同等の支援を行うことができる方として申請者ご自身で選定</p> <p>&lt;②の基準&gt;</p> <p>アドバイザーは、支援対象事業者の支援に誠実に意欲を持って取り組むことができ、申請者と親族の関係ではない、次のa～cのいずれかに該当する者をいいます。申請者により選出されたアドバイザーは、提出された支援証明書に記載の情報及び必要に応じて実施するヒアリングの内容を踏まえ審査で適任を判断します。</p> <p>a. 中小企業診断士及びこれに類する公的資格を取得後3年程度経過し、観光産業への知見があり、かつ関連する業務を行っている者</p> <p>b. 経営支援、観光関連サービス等に関する実務に5年以上の経験を有し、観光産業への知見があり、かつ関連する事業を主とする業務を行っている者</p> <p>c. 理事長が特別に経歴・能力を認め、事業運営上必要とする者</p>
9	※3	<p>当財団が運営する"東京観光産業ワンストップ支援センター"にて、アドバイザー派遣制度を実施しています。都内の観光関連事業者であれば、派遣制度を利用することができます。（詳細は、ワンストップ支援センターへお問合せください。）</p> <p>ただし、アドバイザー派遣制度と本補助金は別事業のため、アドバイザー派遣制度で助言を受けた場合でも、その助言内容がそのまま本補助金の対象として認められるわけではございません。</p> <p>東京観光産業ワンストップ支援センターHPはこちら  <a href="https://www.tokyotourism-onestop.jp/">https://www.tokyotourism-onestop.jp/</a></p>
10	アドバイザーは申請内容の事業を受託できますか。	<p>アドバイザー及びアドバイザーが代表を務める会社（個人事業主、法人、その他団体を含む）は補助対象事業を請け負うことはできません。</p>
11	東京都が実施する、別のアドバイザー派遣を受けています。その報告書をもって、本補助金に申請することはできますか。	<p>東京都が実施するアドバイザー派遣事業のうち、一部本補助金への申請を受け付けているものがございます。詳細は当該補助金申請前に事務局までお問い合わせください。</p>
申請事業・対象経費について		
12	助言をもらってから申請するのですか。	<p>本補助金を申請するにあたっては、事前にアドバイザーからの助言を受ける必要があります。受けた助言内容は、アドバイザーが作成した支援証明書（様式第1号別紙2）を提出してもらうことで確認いたします。</p>
13	現在取得している営業許可書で定める施設とは別の、新しい施設での取組は対象になりますか。	<p>上記3 ※1参照</p>
14	<p>例) 宿泊施設を運営しています。HPを改修したいです。対象になりますか。</p> <p>〇〇を購入したいです。対象になりますか。</p> <p>部屋を改修したいです。対象になりますか。</p>	<p>その費用単体で対象となるかの判断はできません。</p> <p>下記3点を満たしていれば審査対象となりますが、その取組の効果や妥当性、波及性なども審査項目となり、最終的な交付決定の判断がなされます。アドバイザーの助言内容がそのまま本補助金の交付対象として認められるわけではございませんのでご注意ください。</p> <p>①申請するにあたり、アドバイザーから事業に対しての助言をもらっているか。</p> <p>②申請しようとする取組は、交付要綱、募集要領に記載の要件を満たしており、アドバイザーからの助言を反映したものか。</p> <p>③その取組において実際に申請されようとする経費は、【補助対象経費一覧】に記載があるか。</p>
15	複数店舗を経営しています。その複数店舗に係る申請は可能ですか。	<p>同年度内において、1事業者1申請で補助対象経費の上限が200万円です。</p> <p>1申請における店舗数に縛りはございません。</p>

16	東京都以外に工場や支店を所持しています。その場所への機器や設備の設置、あるいはその場所を施工する場合も対象になりますか。	本補助金では申請事業者が所持している場合であっても、東京都以外でのお取組みは対象外です。
17	求人情報を掲載するHPを制作する費用は対象ですか。	広告宣伝費では”自社製品の宣伝広告”に係る費用を対象としているため、求人を目的としたHPの制作・改修は対象外です。
18	エステや美容サロンなどは対象になりますか。	本補助金ではエステや美容サロン等の美容を目的とするサービスを提供する事業者は補助対象者とはしていません。  東京都において実施する以下の補助金がございますので、ご検討ください。 「多様な体験型観光推進事業補助金」 都内で、外国人旅行者に向けた、美容を目的とする体験型観光サービス（ヘアカット、ネイル、メイク等）を提供する事業者を対象とした補助金（※ 医療行為やそれに準ずるサービスは含まない） <a href="https://www.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/tosei/20260327_30_09">https://www.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/tosei/20260327_30_09</a>
19	看板工事は対象になりますか。	看板単体を取付工事・変更工事する費用は対象にはなりません。  観光に関する新サービスを実施するにあたり、その内容の実施に直接必要な工事が店舗で生じた場合において付随して実施する必要のある看板工事は、補助対象経費の施設建物工事費において審査の対象になります。
20	広告宣伝費の”異なる要素”とはなんですか。	今までに実施していない方法で広告宣伝に取り組む、今まで日本語だった広告を多言語で制作する、今までに掲載したことのない媒体に広告を掲載するなど、より高い宣伝効果を求めて今までとは異なる要素を取り入れて実施する取組を対象とします。
21	募集要領 8 補助対象経費（2）新サービス・商品開発費のメニューの多言語化について、既存メニューの多言語化は対象になりますか。	観光に関する新サービス・商品開発を目的とした経費のため、既存メニューは対象にはなりません。
22	運搬費は対象になりますか。	工事や大型備品購入に伴い、現場での設置費が発生するような場合の運搬搬入費は対象になります。ただの送料とみられるものは対象外です。
23	海外への展示会出展は対象ですか。	広告宣伝費の展示会等出展費における展示会開催場所の指定はしていません。
24	交通費や宿泊費は対象になりますか。	委託事業者が事業を請け負うに当たって真に必要と認められる場合は対象となる可能性があります。ご提出いただく事業計画書や見積書等で判断いたします。 一方で申請事業者（申請者自身や従業員等）が事業に取り組むに当たり発生する交通費や宿泊費は対象外です。
25	人材育成費の外部研修会の実施方法に条件はありますか。（対面 or オンライン）	実施方法は問いません。
26	人材育成費の研修は従業員向けとありますが、申請者自身（会社の代表）が参加しても良いですか。	その研修の開催目的自体は従業員の研修を目的として開かれる必要があり、従業員の参加が必須です。開催日に申請者ご自身も参加されること自体は問題ありません。
27	クレジットカードで支払う経費も対象になりますか。	<b>原則振込払いです。</b> 備品購入などをされる場合は、振込払いに対応し、帳票類を発行してくれる事業者を選定し申請ください。 他社発行の手形や小切手の支払いはご利用いただけません。  やむを得ずクレジットカードを使用した場合は、実績報告時において使用したクレジットカードにおけるポイント付与率を証明する資料、月額を支払いに対して付与されたポイントにおける当補助金申請経費分のポイントの算出表等を作成いただき、対象経費から差し引いていただく手続きが発生します。

28	本補助金申請前に発注・施工又は導入した設備等の経費は対象になりますか。	対象になりません。 本補助金の交付決定後に発注・施工又は導入した設備等の経費が対象になります。
29	ポイント利用分やポイント付与分は対象経費になりますか。	利用分と付与分ともに対象外です。購入の際には、各種ポイントは使用しないようご注意ください。
30	対象外経費の消耗品とはなんですか。	一般的に消耗品とされるもの（使用したら無くなるもの：インク等）且つ、1年以上の使用に耐えられないものとしします。
31	発注先が振込手数料を負担する場合、どうすれば良いですか？ 例) 税抜5000円×3=15000円分購入。支払いは振込手数料込の15000円。	振込手数料を差し引いた額が対象になります。 対象外の物品と合わせて購入した場合は、振込手数料を按分して計算してください。
32	海外から品物を購入する代金は対象ですか。	購入されたい品が補助事業で必要と審査で認められれば、購入先の国内外は問いません。 申請時には申請日付けのレート(TTB)での日本円換算の費用を計上ください。それをもとに書類審査に諮り、交付決定となった場合にはその金額が上限として予定額となります。その後事業実施後に提出する実績報告書においては、実際に購入した日のレート(TTB)をもとに実費を算出ください。交付決定時の補助金予定額と実費を比べ、金額の低いほうが最終的な補助金額となります。
33	グループ会社からの購入も理由書があれば対象になりますか。	親会社、子会社、グループ会社等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員及び社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引は補助対象外となります。 ただし、工事を伴う補助事業において、その内容が構造躯体等に影響を及ぼすもので、真に止むを得ない理由がある場合は対象となることがあります。その際は、理由を明記した書類（様式任意）をご提出ください。
<b>提出書類について</b>		
34	支援証明書について	東京都が実施する、他の特定のアドバイザー事業を利用している場合、本補助金申請時に必要な支援証明書の代わりに、当該アドバイザー事業の報告書を提出できる場合があります。事前に事務局までご確認ください。
35	提出書類にある社歴書とはなんですか。	申請者の事業の経歴をお示し下さい。 (例) ○○年 創業 ○○年 2号店オープン 等  HP上にそのような情報を掲載している場合は、当該ページの写しの提出で結構です。
36	1事業者100万円（税抜）以上の購入等がある場合に必要相見積もりとはなんですか。	申請事業を請け負う予定の事業者の見積と同じ項目・作業を別の事業者が行った場合に係る費用を算出してください。 見積と相見積もりの取得先は、それぞれ利害関係のない事業者 ※4 から取得してください。 審査においては、見積と相見積もりを比較し、金額の妥当性を判断します。  ※ 1事業者に複数の作業を依頼し、その合計額が100万円（税抜）を越える際、見積を分けて取得した場合でも、相見積もりの提出は必要です。
37	※4	1つの申請案件において申請する経費が複数ある場合に、その複数経費をある特定の事業者それぞれ委託し、それぞれの申請経費の採用見積もりと相見積もりを担うことで両社ともに採用見積もりとなるような申請が散見されております。 それにより、本来の相見積もりとしての機能を果たさず、金額の妥当性が審査で判断し難い場合は対象外となる場合がございますのでご注意ください。
38	複数店舗に係る取組の申請を考えています。 その場合、提出が必要な許認可書はどの店舗ですか。	申請事業の内容が複数店舗に係る場合、その全ての店舗の営業許可書の提出が必要です。

39	その他許可書について	申請内容を実施するにあたり、法的な許可書（例：酒類販売業免許通知書）が必要となる場合は、当該許可書の写しをご提出いただきます。
40	営業許可書の申請者住所が、移転前の住所です。申請できますか。	申請者住所は、現在の住所である必要があります。申請時に変更手続き中の場合は、変更手続きを申請したことが確認できる書類をご提出ください。その後、本申請が採択され事業に着手いただくことになった場合は、事業完了後に提出いただく実績報告書と一緒に住所変更がなされた営業許可書も提出ください。
41	飲食事業者の申請要件である、EAT TOKYOとはなんですか。	東京都内の外国語メニューのある飲食店を紹介するサイトです。 以下のサイトから店舗の外国語メニュー作成を行い、「外国語メニュー」がある飲食店検索サイトへの掲載手続きをしてください。 <a href="https://www.menu-tokyo.jp/menu/">https://www.menu-tokyo.jp/menu/</a>
<b>その他</b>		
42	申請前に、申請予定の事業について対象の可否を確認できますか。	ご相談いただくことは可能ですが、ご申請される事業や経費が対象となるか否かは様々な要素の確認・判断により書類審査にて決定されるものであることをご承知おきください。 なお、申請者及び委任代行者以外からの問合せにはお答えしていません。
43	交付決定後の変更申請はどのような場合に必要ですか。	交付決定となった補助事業内容に変更が生じる場合は、どのような変更であってもまずは事務局までご連絡ください。変更内容や程度によって必要な手続きをご案内いたします。変更の手続きをせず、変更した内容で実績報告を提出した場合、交付決定した内容と異なるとして最終的な補助金の支払いができないことが発生しておりますのでご注意ください。
44	交付申請から決定までどのくらいかかりますか。	申請書類一式を提出いただいた後、書類の不備や内容の確認をさせていただき、必要に応じてヒアリングなどを行います。その後正式な書類審査に諮り、交付/不交付が決定いたします。申請内容の一部のみ対象外という判断が下される場合もございます。 正式な書類審査には、3週間程度かかります。
45	採択率を教えてください。	公表していません。